

見本

退職金規程

第1条（適用範囲）

- ・この規程は、就業規則第 条に基づき従業員の退職金について定めたものである。
- ・この規程による退職金制度は、会社に雇用され勤務するすべての従業員に適用する。ただし、勤務年数1年未満の者又はパートタイマーもしくは日雇いその他臨時職員については本規定を適用しない。

（注）通常の従業員と（職務の内容等）同視すべきパートタイマーについては、同様の定めが必要です。

第2条（支給額その1）

従業員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率のA欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 死亡
2. 業務上の事由による傷病
3. やむを得ない業務上の都合による解雇
4. 定年

第3条（支給額その2）

従業員が次の事由により退職する場合は、退職時における基本給の月額に勤続年数に応じて別表の支給基準率のB欄に定める率を乗じて算出した退職金を支給する。

1. 自己都合
2. 業務外の事由による傷病
3. 就業規則第 条 第 号～ 号までの事由による解雇

第4条（退職金の不支給・減額）

次の各号に該当する者については、退職金を支給しない。

1. 就業規則第 条に定める懲戒規定に基づき懲戒解雇された者
2. 退職後、支給日までの間において、在職中の行為につき懲戒解雇に相当する事由が発見された者

第5条（勤続年数の算出）

- ・勤続年数は入社日から起算し、退職の日までとする。
- ・勤続年数の1年未満の端数は月単位とし、1カ月未満の端数は1カ月に切り上げて計算する。
※月単位の端数に応じた支給基準率は、つぎの算式により計算する。

$\{1\text{年上位（勤続年数} + 1\text{年）の支給基準率} - \text{勤続年数の支給基準率}\} \times \text{月数} / 12$

- ・就業規則第 条第 号の由による休職期間は勤続年数に算入し、その他の休職期間は勤続年数に算入しない。

第6条（金額の端数処理）

退職金の計算において、円未満の端数があるときにはこれを切り上げる。

第7条（支給の時期及び方法）

退職金の支給は、退職の日又は解雇の日から 日以内にその金額を通貨で支払う。ただし、従業員の同意があるときは口座振込み又は金融機関振出しの小切手等により支払うことがある。

第8条（功労金加算金）

在職中に勤務成績が優秀であった者および特に功労のあったものに対しては、退職金に上乘せして功労加算金を支給することがある。

なお、その金額については、その都度決定する。

第9条（死亡退職金等）

- ・従業員が死亡した場合の死亡退職金および功労加算金は、遺族に支給する。
- ・遺族とは配偶者を第一順位とし、配偶者のいない場合には子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順位とする。

なお、該当者が複数いるときは、その代表者に対して支給するものとする。

第10条（規程の改正）

この規程を改廃する場合には、従業員の代表者の意見を聞いて行う。

第11条（施行日）

この規程は、令和 年 月 日より施行する。

退職金支給基準率表

| 勤続年数 | 支給基準率 | | 勤続年数 | 支給基準率 | |
|------|-------|------|------|-------|------|
| | A | B | | A | B |
| 1 | 1.0 | | 21 | 21.0 | 16.8 |
| 2 | 2.0 | | 22 | 22.0 | 17.6 |
| 3 | 3.0 | 1.5 | 23 | 23.0 | 18.4 |
| 4 | 4.0 | 2.0 | 24 | 24.0 | 19.2 |
| 5 | 5.0 | 2.5 | 25 | 25.0 | 20.0 |
| 6 | 6.0 | 3.0 | 26 | 26.0 | 23.4 |
| 7 | 7.0 | 3.5 | 27 | 27.0 | 24.3 |
| 8 | 8.0 | 4.0 | 28 | 28.0 | 25.3 |
| 9 | 9.0 | 4.5 | 29 | 29.0 | 26.1 |
| 10 | 10.0 | 5.0 | 30 | 30.0 | 27.0 |
| 11 | 11.0 | 6.6 | 31 | 31.0 | 31.0 |
| 12 | 12.0 | 7.2 | 32 | 32.0 | 32.0 |
| 13 | 13.0 | 7.8 | 33 | 33.0 | 33.0 |
| 14 | 14.0 | 8.4 | 34 | 34.0 | 34.0 |
| 15 | 15.0 | 9.0 | 35 | 35.0 | 35.0 |
| 16 | 16.0 | 11.2 | 36 | 36.0 | 36.0 |
| 17 | 17.0 | 11.9 | 37 | 37.0 | 37.0 |
| 18 | 18.0 | 12.6 | 38 | 38.0 | 38.0 |
| 19 | 19.0 | 13.3 | 39 | 39.0 | 39.0 |
| 20 | 20.0 | 14.0 | 40 | 40.0 | 40.0 |

(注) ①勤続年数は満年数を言う

②勤続年数が40年を超える場合は、支給基準率を頭打ちとする